

平成27年度（2015年度）NGO・外務省定期協議会

「第2回ODA政策協議会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成27年度（2015年度）NGO・外務省定期協議会  
「第2回ODA政策協議会」  
議事次第

日 時：平成27年11月26日（木）14:00～16:20

場 所：外務省8階南893国際会議室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- (1) 2016年G7伊勢志摩サミットに関する準備状況について
- (2) プロサバナ事業に関する意見交換会および活動報告
- (3) 「積極的平和主義」について
- (4) 世界人道サミット
- (5) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

3. 協議事項

- (1) 安保理決議1325号国別行動計画（1325NAP）に関する市民社会の参加について
- (2) アフリカにおける治安維持に関する日本政府の具体的行動指針および計画について

4. 閉会挨拶

## ○北川（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

時間がまいりましたので、本年度のNGO・外務省定期協議会「第2回ODA政策協議会」を始めさせていただきます。

本日は、私の左手に座っておられます関西NGO協議会の加藤提言専門委員と私、外務省民間援助連携室首席事務官の北川で司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

最初に3点注意事項を申し上げます。第1に、本日の議事録は逐語にて作成の上、追って外務省のホームページに掲載されますので、あらかじめ御了承願います。

2番目に、発言される方は最初に御所属とお名前をおっしゃっていただいて、発言をいただくようお願いいたします。

最後に、発言はできるだけ簡潔をお願い申し上げます。

なお、本日は先月10月に外務大臣政務官に就任されました濱地政務官に御臨席いただいております。

また、国際協力局の山田新局長並びに国際協力局地球規模課題担当の竹若審議官、NGO担当大使でもありますが、御出席をいただいております。

残念ながら、もう一人のNGO担当大使でいらっしゃいます水越参事官は、都合により欠席となります。

それでは、外務省を代表いたしまして、濱地外務大臣政務官から冒頭の御挨拶をお願いいたします。濱地政務官、よろしく願いいたします。

## ◎濱地外務大臣政務官

後でまた座って御挨拶しますが、まずは立って皆様方に御挨拶します。

今日は、本当にお忙しい中、このようにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほど所属と名前と言われましたので、改めまして、10月7日に就任いたしました外務大臣政務官の濱地雅一でございます。

今日は、この会合を楽しみに参加をさせていただきました。どうぞ皆様、よろしく願い申し上げます。

座って挨拶をさせていただきます。

先ほども御案内いたしましたとおり、今日の会合はNGO・外務省定期協議会のODA政策協議会ということで、今年度第2回目と聞いております。私もすっかり皆様の議論をお聞きしたいと思っております。

本日は、外務省から重要な外交行事についての報告及び御案内をさせていただきたいと思っています。それとともに、改めて皆様方に御理解いただく御説明も差し上げる議題がございます。

NGO側から御提案いただいた協議事項につきましても、活発な議論となることを期待して

おります。

報告事項にもございますとおり、国際社会の中では外交政策に係る重要な行事が今後メジロ押しになってまいります。

9月には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択をされました。来週からは、いわゆるCOP21が始まります。来年は、我が国が議長国として開催するG7伊勢志摩サミット、そして、アフリカ・ケニアで行われます、初めてアフリカで行われます第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）が開催される予定でございます。

多様化・複雑化する国際協力、地球規模の課題への取り組みは、政府のみならず、市民社会、また皆様方のようなNGO、民間企業などとの幅広い提携が不可欠であると外務省としても考えております。

今後、外務省としましても、開発協力大綱にもございますように、NGO、市民社会との連携を戦略的に強化していきたい。そのような所感を持っております。

本日のODA政策協議会も、NGOの皆様と外務省をつなぐ重要な協議の場と捉えておりますので、皆様方に活発な議論をよろしく願いできればと思っております。

本日の協議が双方にとって有意義になることを期待いたしまして、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

#### ○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

濱地政務官、どうもありがとうございます。

政務官はしばらくここにいていただいて、我々のディスカッションをお聞きいただけるということですので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速報告事項に入らせていただきます。2016年G7伊勢志摩サミットに関する準備状況につきまして、まず、外務省側から経済局政策課の大鶴課長。続きまして、国際協力局開発協力企画室の岩間首席事務官から、それぞれ御発言いただきたいと思っております。

大鶴課長、岩間首席、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○大鶴（外務省 経済局 政策課 課長）

外務省経済局政策課長の大鶴でございます。よろしくお願いいたします。

本日、御提示しましたG7伊勢志摩サミットに関する準備状況についてということで、お手元のほうにNGO側から外務省への事前質問ということで、4ポツのところ、5つほど御質問を頂戴しております。これに即しまして、それぞれお答えする形で御報告申し上げたいと思っております。

まず、1番目ですけれども、2016年G7伊勢志摩サミット開催までのプロセスとして、どのような政策協議が設定されているか（NGOなどとの協議を含む）。また、それらを担当する部署と人員配置及び業務内容について伺いたいということでございます。

1つ目、前段のほうでございます。これはもう皆さん御案内のとおりですけれども、G7のほうでシェルパプロセスというものがございまして、私ども外務省の長嶺経済外務審議官という者がこのシェルパの役割を果たさせていただいております。

今後、NGOサイドのほうからの御要望なども踏まえつつ、本日のこのような定期協議の場を利用するなり、もし特に御要望がございましたら、今、申しあげましたシェルパですとか、同様にサブシェルパという役職でプロセスに関与しております経済局の参事官がおりますので、その辺などとの個別の面会などもアレンジさせていただければと思いますので、そういう場を通じて、意見交換をさせていただければと思っております。

あと、担当の部署ですけれども、中身については、外務省の各部局で分担をさせていただいております。そもそもサミットそのものの場で首脳が議論する内容につきましては、そういった司司でサブスタンスを見ております部局を取りまとめる形で、議題ですとか成果を担当する部署として私の課でございますが、経済局政策課。それから、今日隣に来ていただいておりますけれども、国際協力局、その他関係部局で分担をしているということでございます。

一方でサミット開催の準備、広報の関連等につきましては、報道でも出ておりますが、サミットの開催に係る設営ですとか運営、その他全般を担いますサミット準備事務局というものが外務省の中に立ち上がっておりますので、そちらのほうで見させていただくという形になっております。

以上が1番目でございます。

2番目ですけれども、議長国としてどのようなテーマを議題設定するのかということ。日本政府としての提案はどうかということでございます。

今後、正式に日本がG7議長国になりますのは1月1日ということでございますので、それ以降、それまでも内々には意見交換をしておりますけれども、各参加国との協議の中で決まってくるということで、今、この時点で「このように設定されております」、ないしは「このように持っていくます」ということを申しあげられる材料はございません。

ただ、ちょっと一般論になりますけれども、伝統的な議題としてこのG7サミットでは、まずは世界経済及び貿易問題が中心になりますし、その時々々の政治・外交問題などもタイムリーに取り上げられるということでございます。

あわせて、昨今のトレンドとしましては、御案内のと通りの気候変動、エネルギー問題、開発等、この辺が主たる議題となつてこようかと思っております。

また、来年の伊勢志摩サミットは国連でのSDGsの採択後初めて開催されるG7のサミットになりますので、ここについてもきちんと留意をして、例えば保健ですとか女性の問題等々についても焦点を当てていきたいなと現時点では考えています。

この点、安倍総理自身も国会等の場におきまして、グローバル・ヘルス・ガバナンスの議論で積極的な貢献を行っていきますということでございますとか、8月に開催しましたWAW!2015におきまして、伊勢志摩サミットにおいてもこの女性のアジェンダは強力に推し進めていきますということをおっしゃり、かつ、女性と自然科学、技術、教育を含めますエンパワメント、保健等々はこのG7の文脈でも重視していきたいということをおっしゃっておられますので、これに即した形で議題をセットしていくことになろうかと思っております。

3番目、外務省が関係する会合、関係閣僚会合ということでございますが、今、お手元に1枚紙をお配りしてまいります。もう発表しておりますので皆さんどこかでごらんになられたかと思いますが、お配りしている紙の右下に閣僚会合の時期と場所を書いております。全部で10個ほどの閣僚会議が開催されますけれども、このうち、外務省で一義的に担当させていただきますのは、伊勢志摩の首脳会談と広島で行われます外務大臣会合、これは4月10日・11日ですけれども、こちらについて外務省の方で担当ということになります。

この外務大臣会合は、伝統的に従来もそうなのですけれども、その時々国際情勢を踏まえまして、それに即した議論ということになりますので、今、半年前の時点でこういう議題セットになろうということは申し上げにくいということでございます。

4番目です。伊勢志摩サミット準備のためにサミット準備室が設置されましたということで、この業務内容ということで御下問でございます。

6月12日付で伊勢志摩サミット準備事務局を設置しまして、その後、名称としては広島外相会合というものもくつつきまして、伊勢志摩サミット・広島外相会合準備事務局という名称で立ち上げております。

大体、今、この時点でざっと五、六十名の規模で準備に入っておりますが、おいおいこれは人数をさらに拡大して、遺漏なきようにしていくというつもりでやっております。

この事務局の業務内容でございますけれども、設営運営業務全般ということで、これにはプレス対応関係も含まれるということで御理解いただければと思います。当然各国の政府代表団の接遇ですとか、受け入れ準備、その他広く申し上げますと警備等々も含めて、運営全般を責任を持って見るということになりますし、あわせて、後で申し上げますが、国際メディアセンターが設置されますので、これの運営等も含めて担当していくということにしております。

最後、5番目の御質問ですが、国際プレスセンターでのNGOの利用状況ということでございます。これにつきましては、伊勢市の県営サンアリーナという場所に国際メディアセンターが設置されるということで決定を見ております。今、種々の準備を進めておるところでございますけれども、今、このままの状況で入りますと、なかなか今回の場合はスペースが限られているようでございまして、できる限りそこは業務環境、運営環境の恵まれた状況でNGOの方々との接点を設けさせてもらいたいと考えておりますので、その場所については、メディアセンターそのもの、その中に設置するということが難しい可能性があります。なので、別途の場所をアクセス、スペースも含めてきちんとした活動をしていただけるようなことを考えておりますので、また詳細については決まり次第遅滞なくお知らせするようにいたしますが、そのような大体的見込みであるということでございます。

私からは以上です。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

大鶴課長、ありがとうございます。

○岩間（外務省 国際協力局 開発協力企画室 首席事務官）

開発協力企画室の岩間でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、サミット関連で一つ情報共有をさせていただきたいと思ひます。来年のG7伊勢志摩サミットに向けて、G7伊勢志摩進捗報告書というものを作成・公表する予定です。このG7進捗報告書といひますのは、G7の開発課題に関連する過去の個々のコミットメントの達成、進捗状況を3年に一度一斉に評価しまして、首脳会合に先だつて包括的な報告書にまとめまして、公表するというものです。

来年の作成を予定してあります報告書につきましては、6年前のムスコカ、3年前のロック・アーンに続きまして、G7として3度目の包括的な報告書となります。

今回の報告書においては、2002年のカナナキスから2015年、今年ですが、エルマウのサミットまでの51件のコミットメントを対象に、進捗状況についてフォローアップを行つて、5月の上旬中旬をめどに公表する予定です。

以上です。

#### ●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

それでは、これを受けまして、NGO側から国際協力NGOセンターの定松さんと、加えてワールド・ビジョン・ジャパンの柴田さんから、引き続きよろしくお願ひいたします。

#### ●定松（国際協力NGOセンター 事務局長）

国際協力NGOセンター（JANIC）事務局長の定松と申します。

まず、ただいま御質問に丁寧にお答えいただきました大鶴様、岩間様、どうもありがとうございました。

それを受けまして、国際協力NGOの側からも情報共有と、今後に向けてのお願いをさせていただきたいと思ひます。

情報共有ということに関しましては、ただいま大鶴課長からも御案内いただきましたとおり、今回の伊勢志摩サミットは単に日本が議長国であるというだけではなくて、さまざまな国際目標、開発にかかわる重要な会議、今年の3月に仙台で開かれた国連世界防災会議も含めまして、この前のSDGサミット、COP21という形での会議が開かれて、新たな開発目標が決められた後、初めて開かれるG7会合ということになりまして、そういった意味でも開発協力にかかわる市民社会としても非常に重大な関心を持っております。NGO側の活動である政策提言という分野におきまして、日本ももちろんですけれども、G7に出席する各国の市民社会のほうから、これらの会議において、各国が表明したコミットメントというものをきちんと実行するようというのをアピールしていきたいと思ひます。

まず、日本側の動きとして、実は今日、このODA政策協議会が終わった後に6時半から私ども国際協力NGOセンターがごぞいます早稲田の会議室を使いまして、G7に対する市民社会のプラットフォームというものを立ち上げることにしております、こちらにはもちろん国際協力NGOももちろんですが、私どもJANICに参加しているメンバーももちろんなのですが、東京以外の地域のNGOの方、分野別にかかわっていく、教育にかかわるネットワ

ークであるとか、保健にかかわる政策対話をやっているネットワーク。それから、今回特に持続可能な開発目標においては、17の目標のうち12が環境にかかわるゴールだということもありまして、これまで国際協力NGOとはそれほど接点があったとは言えない環境のNGO、国内の環境問題に取り組んでいるNGO、NPOさんにもこのネットワークに入っていただくという形でネットワークを立ち上げることにしております。

そういった動きがございますということを、外務省の皆さんにもお知らせしたいと思っております。

その上で、お願いなのですが、先ほど大鶴課長のほうから今後の日程等について御案内いただきました。もちろん日本の市民社会として、今、申し上げたような趣旨で外務省さんとの対話の場というものを設けていただきたいということはあるのですが、G7ということで、実はこれはG7に加盟している国それぞれの市民社会もまたG7の議題のあり方ということに対して、非常に大きな関心を払ってしまして、日本の市民社会から各国の市民社会に対してどのようなテーマが主要議題として上がってきそうかということ伝えて、それを受けて、それぞれ国で、例えばイギリスであればイギリス、アメリカであればアメリカの市民社会がそれぞれの国の政府のシェルパと言われるポジションの人と対話するということをしていかなければいけない。その最初の情報発信を日本の市民社会からしていかなくはいけないということがございます。

日本でさまざまな閣僚会合、シェルパの集まりがあるという時を捉えて、過去、例えば私自身、昨年、ベルリンのサミットがあった時に実際に行き、そういう場に立ち会いました。各国シェルパと各国NGOの対話の場をドイツ政府のイニシアチブで設けるということをしておりました。それはとりもなおさず、ドイツ政府がそういったG7の議題をつくっていくに当たって、市民社会の声を聞く、政策レベルで話し合われることがNGOが活動している現場のリアリティーというものからかけ離れているものにならないという形でのいろいろな提案を聞きながらやっていく、ということを重視しています、という姿勢をドイツ政府として示したものと理解しています。

各国の市民社会は、日本政府もそのような姿勢を見せてほしい、見せてくれるだろうという期待を持っているということがございますので、そういった私たち日本の今申し上げたネットワークとの対話の場を設けることはもちろんなのですが、それプラス、しかるべきタイミングで各国のシェルパの方たちが集まる機会を捉えて、各国から来る市民社会の代表との対話の場といったものを設けるためのサポートをぜひお願いしたいと思っておりますので、その点を申し上げて私の発言とさせていただきます。

ありがとうございました。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

引き続き、柴田さん、よろしくお願いたします。

●柴田（ワールド・ビジョン・ジャパン アドボカシー シニア・アドバイザー／チーム・リーダー）



ワールド・ビジョン・ジャパンの柴田と申します。よろしくお願いいたします。

今の定松さんからの包括的なお願いに加えまして、具体的なお願いをさせていただきます。

今、定松さんのほうから、シェルパ会合のタイミングで、世界のNGOとG7各国シェルパとのミーティングを設けていただきたいというお話がございましたが、現時点で、シェルパ会合の日程について見通しがございましたら、ぜひ共有をお願いいたします。

また、シェルパとNGOとのミーティングに加えて、エルマウサミットの時には、メルケル首相と世界の市民社会の対話というものもございました。つきましては、安倍首相と世界の市民社会の対話についても、ぜひ御検討願います。

さらに、世界の市民社会と日本の市民社会がG7に向けて具体的にどのように動いていくかについて打ち合わせるために、12月中旬に海外からゲストを招いて議論をする予定としております。経済局の方には既に申し入れをさせていただいておりますが、その時に、シェルパと海外からのゲストのミーティングの場を設けていただけますよう御検討いただければ幸いです。

以上よろしくお願いいたします。

**○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）**

ありがとうございます。

それでは、今の定松さんと柴田さんの御発言を受けて、大鶴課長、簡単にお問い合わせいたします。

**○大鶴（外務省 経済局 政策課長）**

いろいろと各種対話、要望をいただきましたので、これは検討させていただきます。今、お話がございました例えば総理ということだと思えますけれども、そういう場はどういうたてつけになるかとか、そういうものも何かアイデアがありましたら、随時頂戴できれば、それをもって検討させていただくということになるかと思えます。

具体的なお尋ねがありましたシェルパ会合のタイミングですけれども、これにつきましては、皆様御案内のとおり毎年数回、実際に本番が行われるまで3、4回行われているということでございますが、何分議長職をまだとっておりませんし、今、G7各国でタイミングについては調整中でございますので、まだ未定ということでございますが、たまさか来年は洞爺湖などに比べましても本番が早くなりますので、さはさりながら、それではシェルパの会合の数を減らせるかという、それもそうはいきませんので、大体そうやって割り算していただくと、どれぐらいになろうかというのは御想像のとおりだと思います。

**●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）**

ありがとうございます。

NGO側はいかがでしょう。もし短く返しがあれば、よろしいですね。ありがとうございます。

**○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）**

ここで政務官が御退室されます。どうもありがとうございました。

(濱地政務官退室)

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

1点だけですね。短く。

●石井（1325NAP市民連絡会（所属：難民市民協会） 運営委員）

20秒で終わります。難民支援協会の石井です。

エルマウサミットで今度G7で新しく女性に関するワーキンググループが立ち上げられるということが報告されていたのですけれども、この具体的な形とか、目標としている部分とかはそろそろ具体的に出てきているのでしょうか。

○大鶴（外務省 政策課長）

ちょうどその辺も含めて、ざくつと言うと引き継ぎといたしますか、ドイツのほうからの内々の協議をちょうど始めておるところでございまして、まだ固まったものはございません。今、鋭意調整中・検討中ということです。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

それでは、次にまいります。「プロサバンナ事業に関する意見交換会および活動報告」といたしまして、アフリカ日本協議会の斉藤さん、よろしく願いいたします。

●斉藤（アフリカ日本協議会 事務局長）

プロサバンナ事業に関する意見交換会に参加しているNGOを代表して、私のほうから報告をさせていただきます。

お手元に届いている資料に「2015年度第3回ODA政策協議会」となっているのは私の間違いですので、2回に直してください。

今年3月に開かれた2014年度第3回ODA政策協議会で、JVCの渡辺が「プロサバンナ事業とそれに関する意見交換の一年間の振り返り」と題して報告を行った。それ以降、プロサバンナ事業に関して、「プロサバンナ事業マスタープラン・ドラフト・ゼロ」発表、「ドラフト・ゼロに関する公聴会」実施という大きな動きがあった。

さらに、プロサバンナ事業を取り巻く人権・ガバナンス状況が悪化しており、プロサバンナ事業に対して反対するあるいは疑問を投げかける人々に危機が迫っているというのが現状である。

これらを受けて、今年7月にはモザンビーク最大の小農組織である全国農民連合が、3名の代表団を日本に派遣し、「公聴会の無効化」「マスタープラン策定プロセスのやり直し」「人権救済」を訴えた。

こうした動きに関して、本年4月、7月、10月に開かれた「プロサバンナ事業に関する意見交換会」で、外務省・JICAの担当者らと意見交換を行ってきたが、現時点でその記録の公開まで至っていない。

上記いずれもプロサバンナ事業をどう考えるかにとどまらず、援助のあり方にかかわ

る重大な問題であるので、ここで報告する。

1. 「プロサバンナ事業マスタープラン・ドラフト・ゼロに関する公聴会」の問題

今年3月31日、モザンビーク農業省は「プロサバンナ事業マスタープラン・ドラフト・ゼロ」をウェブサイトで公開し、4月20日から29日にこのドラフト・ゼロに関する公聴会を開催した。

外務省・JICAから、同ドラフトの公開や公聴会開催の情報は一切提供されず、私たちは現地からの一報で知ることになった。

その時点で、私たちは関係する住民の自由な参加と意見表明が可能であるかに関して懸念をいただき、急遽調査者を公聴会が予定されている地域へ送った。

帰国後の報告によれば、

1. 事前の告知が十分・適切ではなく、公聴会日程や会場が急に変更されたケースもあり、関心を持って参加したいと願う人々が参加できるような条件が十分でなかった。
2. ドラフト・ゼロは200pを超える（JICA仮訳の日本語版で150p弱）という大部の資料であり、発表後20日あまりでの公聴会実施は、内容を十分に検討するために実施されたとは考えられない。
3. 公聴会の司会者が会場から出された反対意見や疑問を封じるような言動を行う場面に直面した。銃を携帯し、制服を着た警察官や公安警察が同席した公聴会もあった。
4. 公聴会に参加して反対意見を表明した農民を、後日、政府関係者が訪問して「脅し」をかけたというケースが何件も報告されている。

とのことであり、住民の「意味のある参加」のもとにマスタープランについて意見を聞き、合意形成するための公聴会とはとても言えないものであった。むしろ反対意見を封じ込め、賛成意見ばかりを聴取し、プロサバンナ事業の推進に利用するために準備され、開催されたものと考えざるを得ないものであった。

その結果、UNACをはじめとする、モザンビーク・ブラジル・日本・世界の市民社会組織81団体は、6月4日の3カ国市民社会声明で「公聴会の無効化の要求」をするに至っている。

なお、これらと同様の指摘は、モザンビークの農民組織・市民社会組織・宗教組織・研究機関等の幅広い層の団体から出された、各種の声明でなされている（【別添資料5-7頁】）。

UNAC代表团は、外務省とJICAへの表敬訪問時に、それらを報告し、責任者に声明を手渡し、直接「公聴会の無効化」と「マスタープラン策定プロセスのやり直し」を要請した。

しかし、今年9月、モザンビーク農業省の一行の来日時に、外務省とJICAの協力を得て一行及び駐日モザンビーク大使と面談を行った際、「公聴会ではポジティブな意見が

圧倒的多数だったので、プロサバナ事業を前に進める」「公聴会のやり直しは無駄なので行わない」と回答し、事業を強行する姿勢を見せた。

その後、首都マプトで開催された全国レベルの公聴会でも、農業大臣自ら「プロサバナ事業は断固として推進する。この事業への反対や反対運動は許されない。愛国的な発言だけが許される。嫌なら出て行けばいい」との威嚇・抑圧発言と批判的な市民社会の発言の遮る議事を行っている。

これらの重大な不正にもかかわらず、JICAはそうしたモザンビーク政府の姿勢に同調しているように見える。日本の国際協力の基本方針から見て、大きな問題を感じる。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

すみません。ちょっと読み上げになっていきますので、簡潔にお願いいたします。

●斉藤（アフリカ日本協議会 事務局長）

2. プロサバナ事業を取り巻く人権・ガバナンス状況の悪化

モザンビークでは、一昨年10月の政府群による野党第一党RENAMOのベース襲撃事件に端を発した、内戦勃発の危機をなんとか乗り越えて実施された昨年10月の選挙を経て、今年1月にニュッシン新大統領のもとで政権が立ち上がった後、政府に批判的な学者やジャーナリストの逮捕拘留・裁判、暗殺事件が連続して起きている。

ここについて5点ほど並べてあります。

以上から、人権（とりわけ自由権「表現の自由」）に関わる規約・条例理解、人権擁護における政府の責務の認識、現在起きている「表現の自由」をめぐる深刻な現状や事例、そして権力による法の濫用（治安維持法を使った起訴、報道の自由への介入）に対して、同国内においても国際的にも非難が増していることに、モザンビーク政府関係者が認識を十分に持っていないことが明らかである。

7月の表明訪問の際、UNAC代表団はプロサバナ事業で起きている具体的な人権侵害の状況を説明し、調査と救済を要請した。そして、モザンビーク政府の人権抑圧やガバナンスの悪化の中で、プロサバナ事業に関わる人権侵害が起きており、それを問わずにプロサバナ事業を続けることは問題だと指摘した。しかし、JICAはその切実な訴えに耳を傾けようとしなかった。

以上、大きく2点について、私たちは、JICA「社会環境配慮ガイドライン」の趣旨・規定に反していることを意見交換会で主張している。

ここでの報告が可能になったのは、いくつかの民間財団の助成によって日本のモザンビークのNGO・農民組織・市民社会組織が協力して現地調査を行うことができたからである。日本のモザンビーク援助の問題点を把握し、援助見直しの働きかけを行う努力に対して、注目と支援が集まっていることを実感する。

終わりです。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

斉藤事務局長、どうもありがとうございました。

では、今の御発言を受けて、国際協力局国別開発協力第3課の今福課長、お願いします。

○今福（外務省 国際協力局 国別開発協力第3課 課長）

国別開発第3課長の今福でございます。よろしく願いいたします。

御報告ありがとうございました。

私も着任したのは先月、10月中旬でございます。この話につきましても、いろいろと部内の議論等もフォローしております。

今のお話を聞きしていて、このプロサバンナにつきましては、本体会合以外でもサブグループでこれまで13回、NGOの皆様方と議論を続けてきたという経緯もありまして、私どもといたしましても、いただいたような御指摘の事項につきましては、るる御説明申し上げてきたつもりではいるのですが、まだその辺の事実関係等の認識が必ずしもお互いに一致していないということなのかという印象を受けております。

また、このプロサバンナの件につきましては、また近々次の会合もあると思いますので、引き続きそういったところで御意見を承って、私どもとして確認できたこと、調査したこと等については、フィードバックさせていただいて、いずれにせよ、私どもとしてもこのプロサバンナ事業は、これによってモザンビークの人たちに何か害を与えようとか、そういう発想でやっているものではございません。モザンビーク政府自体も一応農業省等、彼らの計画の中では、これがモザンビークのこの地域の農民の人たちのためになると政府自体も思っていることなので、私どもとしては、そういうモザンビーク政府の思い、現場で皆様方がご覧になっていること、確認しておられること、そういったものとの間で、どうすればモザンビークの人たちにいい案件として進めることができるか。そういったことは議論させていただいていければいいなと思っております。それが総論的なコメントでございます。

あと、モザンビーク政府自体も今、いただいた御報告の中だといろいろとガバナンスの問題とかがあると御報告いただいておりますが、今回、このプロサバンナ事業に関して言えば、いろいろ公聴会のやり方、そういったところについていろいろ御懸念、疑義があるということではありますが、実際に回数自体、彼らは19の郡の37カ所、州レベルでも3カ所、中央レベルでも1カ所、合わせて41回という公聴会をやっております。これは私どもとしてみれば、モザンビーク政府としては、中の議論がどういう議論があったというのは言った言わないの議論になるかと思いますが、少なくとも41回も公聴会をやるというのはかなり一生懸命、真摯な姿勢でやっているのではないかと私としては印象を持っております。

帰国後の報告の話につきましては、事前の告知が十分・適切でないという話とか、ドラフト・ゼロは200ページ以上もあるのにそれを20日間で読めないではないかとか、幾つか御指摘はあったかと思うのですが、例えば告知の問題については、手法としてはモザンビーク側はインターネットとか新聞とかテレビ、コミュニティーラジオ、こういったものを使って周知した。私もインターネットといっても、どの程度普及しているのかとか、そういったところは疑問があるのですが、少なくともコミュニティーラジオのようなもの、こう

いったものは現地で割と広く使われていると聞いておりますので、モザンビーク側ももしそれで不十分であったのだとしたら、次の時はもっとみんなが使うようなものの使用頻度を上げて対応するということを言っていると承知しておりますので、そういったところにつきまして、モザンビーク側も必ずしも全く聞く耳を持たないという話ではなくて、彼らなりの改善をしようとしているのではないかと承知しております。

ただ、一つ一つお話しし始める時間も限られていることですので、今日、この場ではこの程度にとどめさせていただきまして、いずれにせよ、引き続き議論させていただければと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございました。

NGO側もよろしいですか。

●斉藤（アフリカ日本協議会 事務局長）

今福課長は先日の意見交換会に参加されました。これまで行われていた意見交換会の記録等も見ていただくことになると思います。

1点だけ、配付されたモザンビーク政府の農業食糧安全保障省から出されている資料について考えていただきたいことを申し上げます。ここにわざわざ線が引かれていて、公聴会は41回され、参加者人数は3,000人以上に上ったという点が強調されています。この事業によって裨益するとされている地域の人口が400万人、この地域はモザンビークの中で国内に食料を供給している地域です。そういう地域での大規模な農業開発において、もっと丁寧な取り組みが必要ではないかと考えます。今後も意見交換会でいろいろと情報共有をしながら進めていきたいと思っています。

よろしく願いします。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

斉藤事務局長、今福課長、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。日本政府のほうで掲げます「積極的平和主義」につきまして、総合外交政策局安全保障政策課の近藤首席事務官から御説明いただきます。近藤首席、どうぞよろしく願いします。

○近藤（外務省 総合外交政策局 安全保障政策課 首席事務官）

外務省総合外交政策局安全保障政策課の近藤でございます。よろしく願いいたします。

「積極的平和主義」につきましては、先般、平和安全法制の国会の審議の中等でいろいろ取り上げられて、政府側としては説明を尽くしてきているというつもりではございますけれども、引き続き国民の皆様の中で理解がなかなか進まないという事情もあるということは、安倍総理も率直に申し上げておまして、ありとあらゆる機会を通じて、国民の皆様には御説明をしていくようにという指示が政府の中でもおりにあります。国会の審議の中でも、NGOの皆様と外務省の間で定期協議会等もございましてということもこの文脈の中で岸田大臣のほうから御発言もあつたりしますので、この機会を捉えて、改めて御説明をさ

せていただきたくて、時間を頂戴いたしました。

「積極的平和主義」につきましては、基本的には能動的に平和外交、これまでも日本政府が進めてきた平和外交を展開するという意味でございます。国際協調主義に基づきまして、我が国の安全、アジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和や安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していこうという考え方でございます。

我が国にとって望ましい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐということが、国家の安全保障の考え方ですけれども、そういう考え方の一部を構成するものということでございます。国家安全保障戦略の中にも「積極的平和主義」という考え方が明記されております。

こういう能動的に平和外交を進めていく、「積極的平和主義」を進めていくということで、国民の命、暮らしをより確かなものにして、地域や国際社会の平和や安定さらには繁栄により一層積極的に貢献していくことができると政府としては考えて、推進している次第でございます。

今日は、お手元に1枚『積極的平和主義』の具体例」ということでお配りさせていただいております。しばしばプレスなどで報道されておりましたり、いろいろお話をされていく中で、「積極的平和主義」というものが比較的防衛力であるとか、軍事的な安全保障という文脈のみで語られる場面が多いように我々としても印象を持っております。ただ、先ほど述べましたように「積極的平和主義」というのは、これまでも日本政府が進めてまいりました平和外交の取り組みをさらに積極的に進めて、国際社会の平和や安定にもさらに貢献していこうという考え方でございます。

したがって、こちらの資料にも書かせていただきましたとおり、直接的に国際社会の平和や安定に寄与するような左側の青いほうに書いてございますような法の支配の強化でございますとか、国連PKO等の国際平和協力の推進あるいは軍縮・不拡散といったものの国際努力へのさらなる寄与と同時に、最終的に国際社会の平和や安定に寄与することになるように地球規模の問題解決のための努力も我々は「積極的平和主義」の中に位置づけて進めているところでございます。

私が今、申し上げた後者の地球規模問題解決のための努力というものの中には、まさに皆様も関与されています開発協力をさらに一生懸命進めていこうという話ですとか、先ほども少しお話がありました気候変動の問題、COP等に積極的に取り組んでいく、あるいは経済的な繁栄を確保していくために自由貿易体制を維持・強化していこう、こういったものを幅広く含んだ概念として、我々は「積極的平和主義」という旗を掲げて、今後も外交を進めていこうと思っている次第でございます。

さらに、「積極的平和主義」の中で特に安全保障面の実践を進めていくものとして、先般、国会のほうで御審議をいただきまして成立したのものとして、平和安全法制がでございます。こちらにつきましても、簡単に説明をさせていただきます。

平和安全法制につきましては、もう一枚資料をお配りさせていただいております。こちら

のほうにも書いてございますように、平和安全法制は日本と世界の平和と安全をより確かなものにするという観点から、現行の憲法の中で何かできるかということをしつかり考えた末に出させていただきます、国会のほうで審議いただきました。

この平和安全法制ができることによって、日本の国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる自治体に切れ目のない対応が可能になるということ、国際社会の平和と安定に一層の貢献が可能になると我々は考えております。

先ほどから申し上げますとおり、これまでの日本の平和国家としての歩み、そうした平和国家としての歩みに基づく取り組みは、今後もより積極的にやっていくという中で、万が一のことが起きたことのために備え、さらに、国際社会で求められる貢献をよりしっかりとやっていくために作らせていただいたものでございます。

そういう中で、例えば資料の中段に書かせていただいておりますが、国連PKOや国連以外の国際機関が統括するような平和協力活動により幅広く参加ができるようになる。あるいは我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態や、国際社会の平和や安全を脅かす事態に支援活動がより円滑に行うことができるようになる。さらには、日本そのものを守るという意味においては、限定的に集団的自衛権の行使を容認するというものになっております。

最後の集団的自衛権の行使のところにつきましては、いろいろ国民の皆さんの間で御議論いただいているのは我々としても承知しております。時に我が国を守るためにやるのではないのではないかという議論もあると承知しておりますけれども、その紙の一番下に書かせていただいたとおり、「新三要件」というものを定めておりまして、集団的自衛権というものもあくまでほかの国に対する武力攻撃が発生した上で、この攻撃が我が国の存立を脅かすような明白な危険になった場合に自衛権を行使することになっております点につきまして、御理解をいただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございました。

NGO側、短時間ではありますが、谷山さん、どうぞ。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

近藤さん、ありがとうございました。

ODA政策協議会で安保法制の話をするということは、これまで考えてはいませんでしたけれども、それだけODAを含むこれまでの日本の国際貢献と安保法制にあらわれるような国防及び「積極的」な意味での軍事を伴う国際貢献が一体化している中で、ここでも取り上げざるを得ないという感じもしております。

これはとても深い、幅広い内容ですので、今日は議論できません。ですから、簡単なコメントと簡単な質問、ちょっとした要望をさせていただきたいと思っております。

安保法制以外にも含めて、国家安全保障戦略の中で示されているもろもろの施策は「積極



的平和主義」という概念のもとに一くくりにされたということについては、私たち、危険ではないかと感じています。なぜならば、これまで非軍事的な原則で行われてきたODAまでもが軍事的な活動と一体化するおそれがあるのではないか。あるいはそのように見られるのではないかということについて、危険性を感じるからです。

ましてや、安保法にあらわれているように、これまでの自衛隊の活動とはその内容においても地域においても格段に違う活動を含んでいる中で、そうした危険をどうしても感じるわけです。

質問ですけれども、事前に送っていただいた表の中に、国家安全保障戦略の具体例とあって、2つのカテゴリーが示されているというのは、去年の集団的自衛権の行使容認に関する閣議決定の時に明確に示されていたと思いますけれども、日本の防衛と国際貢献、この国際貢献の中に日本の防衛が含まれていないわけです。日米同盟の強化が土台になってと書いてありますけれども、この「積極的平和主義」というのは、いわゆる日本の防衛を含まないのか。あるいはもし含むのであれば、当然ここに集団的自衛権の行使も含まれてもおかしくない。誤解を避けるためには、そこは当然記載するべきではないかと思います。

もう一つは、この2つカテゴリー、国の防衛と国際貢献というのがどうしても分ちがたいといいますか、どのように分けて実際の根拠法を適用するのかがわかりにくい。例えば国防については、重要影響事態法、国際貢献については国際平和支援法です。これらは本当に他国に対する後方支援に関しては、内容も地域も全く同じですね。それをどのようにどちらの法を適用するかという判断とか、その背景となる情報なども国民の目にはわかりにくいということなので、懸念があると思います。これだけです。

これはODAやNGOの活動とも関係してくるので、こういう話を別の場でも懸念を伝えさせていただく場所はあるのかということが最後のお願いです。溝を埋めたいし、これから実際の運用に当たって、危険を回避したいと思いますので、よろしくお願います。

#### ○近藤（外務省 安全保障政策課 首席事務官）

御意見ありがとうございます。

まず、質問をいただいたところからお答えさせていただきます。資料のほうで我が国の防衛が書かれていないのではないかという御指摘につきましては、下の土台になっているところの「我が国の能力・役割の強化・拡大」が我が国として防衛、安保面も含む形で我々としては書かせていただいているというつもりでございます。

2点目の国際的な支援と我が国の防衛という意味でわかりにくいという御指摘でございました。重要影響事態法の適用と国際平和支援法の適用がどうなるのか。これはあらかじめ何か具体的な事態を想定して、今の段階から当てはめているというのは正直申し上げて、なかなか一概には申し上げられません。それは起きた時に、それぞれ法律にのっとって国会のほうでも議論させていただくこともあるかと思いますが、政府として、しっかり決めさせていただくということだと思います。

もちろん国際平和支援法を適用しなければいけない事態が、重要影響事態法を適用しな

ければいけない事態、両方ともに当たるということは当然あり得るわけです。世界的な平和・安定を脅かす事態が同時に日本の平和や安定を脅かす事態ということも概念的にはあり得るわけですので、今後こういうことは起きないでほしいと我々も思っていますが、そういうことが仮に起きてしまった場合に、ここに当てはめていくということしかないのではないかと考えております。

あと、コメントとしていただきましたところで、今回の安全保障戦略の中にいろいろなものが位置づけられたことについて、いろいろお考えがおありになるということでもございました。国家の安全保障は軍事的なものだけでは当然ございませんので、日本政府としてやれる国際貢献は全てやっていく中で、日本の安全保障をしっかりとしていくという考え方だと思います。軍事と一体化みたいな話につきましては、まさにそういう懸念を持たれないように、我々もしっかり平和国家としての歩みを国際社会に発信していくことが大事だと思っております。我々としなくても、関係国あるいはさまざまな場面で我々の考え方について、さらに国内でもそうでございますけれども、国際的にも発信をしていって、そういう誤解を持たれないように頑張っていきたいと思っております。

ありがとうございます。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

では、一言だけ。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

今、おっしゃったことは、協議事項の2番目のアフリカにおける治安の維持に関する協議事項と重なっているのです。そこでも少しダブらせながら、今後どのようにおっしゃっていた懸念を払拭するためにどうしたらいいかということについて、協議できればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

後ろの方、今、発言されたい方はどなたでいらっしゃいますか。お二人ですね、ほかの方はいらっしゃいませんね。

では、時間が短いですので、端的によろしくお願いします。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

言論・表現の自由を守る会事務局長の垣内でございます。

私は、この問題でまず言葉を正確に使っていただきたいと思っております。この平和安全法制、いわゆる戦争法は、積極的戦争主義そのものだと言わせていただきます。憲法9条違反であるとともに、人権規約20条に明確に違反しております。この問題が国際的に重大問題になっているわけです。

ですから、法の支配を実現するために、直ちに外務省、大臣を介して個人通報制度批准を閣議決定していただき、そして、国会で批准すべき個人通報制度については、臨時国会を開いてでも批准すべきだと思います。

この法の支配が実現しない日本の事態の深刻さ、先ほどモザンビークの問題もございま

すが、憲法13条、97条、98条第2項、99条に違反している事態だということを御理解いただきたいと思います。

ぜひまた時間をとっていただいて、考慮していただきたいと思います。

そして、言論・表現の自由に関する特別報告者の来日調査をドタキャンされましたけれども、直ちにドタキャンを撤回していただいて、来日調査を実現していただきたいと思います。私たちは、ジュネーブで3度にわたって発言をしたり、レポートを出しながら、彼の来日調査を要請してまいりました。直ちに実現していただきたいと思います。

1年後の実現などともんでもございませぬ。年内に実現していただきたいと思います。

#### ●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

続けて、よろしくお願ひします。

#### ●定松（国際協力NGOセンター 事務局長）

国際協力NGOセンター（JANIC）の定松です。

先ほど私どもの理事長の谷山からコメントしましたけれども、別途このことに関しては協議の場を設けたいということでお話をしてはいますが、一応逐語で議事録が残りますので、頭出しということで、特に国際協力NGOという立場に立った時に、この安全保障法制がどのように影響しているか、何をNGO側が一番気にしているかというところのポイントだけは、この場で頭出しということで申し上げたいと思います。

日本はこれまで武力紛争の当事国になってこなかった。そういう国が行う国際協力、これはODAもNGOも両方だと思ひます。そういうことでやってきたということでの日本の中立性、武力紛争の当事者にはならないということでもずっとやってきた。したがって、そういう日本の援助であれば、少なくとも政治的な色彩は帯びないというパーセプションがあった。そのことでもって、ある意味日本らしい国際協力というものをこれまでやってきた。NGOもそういった日本のNGOだということ、アメリカのNGOが入れないところに我々は入っていったということもあったわけです。

ですが、これが今回、日米同盟の強化、それにプラス集团的自衛権の容認ということによって、意図するしないにかかわらず、日本が武力紛争の当事者になっていく可能性が出てきているわけです。

そうなった時に、この日本の中立的な形での支援というものは果たして守られるのかということ、私たちが非常に気にしてはいますし、そのことが日本の国際協力NGOの立場からすると、私たちの活動、それ自体を脅かすのではないかと、私たちが非常に気にしてはいます。

ですが、これは単にNGOだけの問題ではなく、ODAも全く一緒だと。日本政府が実施する開発協力プロジェクトが紛争当事者の標的になるリスクが高まっているのではないかと、そのことを少なくともリスクとして認めて、何らかの対策を考えていく必要があるのではないかと、私たちが非常に気にしてはいます。そのことを頭出しとして申し上げたいと思ひます。

以上です。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

来年、5月に開催予定でございます「世界人道サミット」につきまして、国際協力局緊急・人道支援課の廣田課長から準備状況等について御報告いただきます。

廣田課長、よろしく願いいたします。

○廣田（外務省 国際協力局 緊急・人道支援課長 課長）

緊急・人道支援課長の廣田でございます。

お手元に資料を配らせていただいておりますけれども、来年5月、トルコ・イスタンブールで開催予定の世界人道サミットにつきまして、これまでの議論及び日本の重視する課題について御報告させていただきます。

世界人道サミットについて初めて耳にされる方もいらっしゃるかと思いますので、簡単に概要を御説明します。

これは潘基文国連事務総長のイニシアチブによって、今般初めて開催されるものなのですが、シリア危機など、人道危機は長期にわたるとともに、複雑になっている。また、政府、国際機関だけではなく、NGO、民間企業など、多様な主体が人道支援に携わるようになってきている。こういった人道支援をめぐる状況が変化していることを受けまして、よりよい人道支援のあり方について議論し行動に移すこと。これを目的としております。

特徴的なのは、加盟国や国際機関だけではなく、NGO、民間企業、学術関係者、幅広い関係者が参加するマルチステークホルダーアプローチというものをとっているということで、日本からも政府だけでなく、NGOの皆様にも積極的に議論に参加していただいているところでございます。

昨年から今年にかけて、地域ごとの準備会合が順次開催されまして、日本もアジア地域の準備会合を東京で開催しております。これら地域準備会合の議論を総括するグローバル協議が10月にジュネーブで開催されまして、お手元に配付の資料のとおり、5つの優先行動分野を中心に議論が行われております。

1つ目、尊厳につきましては、日本が重視する人間の安全保障の考え方にも合致します。人間の尊厳を守ること、現地の人々の声を聞き、参加を確保するということの重要性について議論されたということでございます。

2つ目、安全でございますが、人道支援に携わる人々が攻撃の対象となる事例が非常に増えているということから、人道原則、国際人道法の遵守を含む人々の安全をいかに確保するかが議論されております。

3つ目、強靱性につきましては、災害に強い社会づくり、人々の強靱性の構築あるいは長期化する難民問題への対応等について議論されております。

4番目、パートナーシップにつきましては、新興ドナー、開発支援機関、現地のNGOなど

多様なパートナーとの連携の重要性が確認されました。

5つ目、資金につきましては、人道支援ニーズに対して資金が圧倒的に不足しているということから、資金ベースの拡大、資金の効果的・効率的な活用、現地NGOへの資金配分の重要性などが議論されております。

このグローバル協議でございますけれども、参加者の多くからは何をすべきか、何が主要な課題かという点については議論するフェーズが終わりまして、サミット本番、来年に向けまして、これらをいかに具体的な行動に移していくのが重要だという点が強調されていたと言えると思います。

我が国としましても、単に哲学を語るのではなくて、行動で示していくことが重要と考えておりまして、特に添付の英語のポジションペーパーを配らせていただいておりますけれども、日本としましても、特に人道と開発をうまく連携していく。あるいは防災の主流化、女性、イノベーション等を重視しております。

今後とも、NGOの皆様と緊密に情報共有、意見交換をさせていただきまして、サミット本番に向けまして、オールジャパンとして取り組んでいきたいと思っておりますので、御協力いただければと思います。

以上です。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

NGO側、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

●清水（地雷廃絶日本キャンペーン 理事）

地雷廃絶日本キャンペーンの清水と申します。御説明ありがとうございました。

私どもは、非人道兵器の包括的な禁止を目指して活動している立場から、一応この世界人道サミットの開催にも少し注目しているところではあるのですが、今、御説明いただきましたように、世界人道サミットの主要課題として挙げられている分野はとて面白いと思っておりますが、尊厳であり、安全でありというところは、もちろん賛同できるところではあるのですが、実際に行動計画の話になってくると、どうも人道サミットというよりは人道支援サミットというような感じで、随分とプロジェクト実施上のテクニカルな話に偏重しているようにも見えるのです。そもそもこの主要課題である人々の尊厳であったり、安全であったりという人道原則、人道主義、そのものに対して議論する枠組みがどのように用意される予定なのか。あるいはその分野に関して日本政府がどのようなコミットメントをされるのかというあたりでもしあれば、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○廣田（外務省 緊急・人道支援課長）

お答えいたします。

今後の予定でございますけれども、国連事務総長のほうから来年の1月から2月にかけてまして、事務総長報告というものが発出される予定になっております。その後、各種の非公

式な意見交換というものを要するやにも国連側は言っておるのですが、まだ具体的な日程等については決まっていない状況です。そして、イスタンブールで本番を迎えるという日程になっております。

地雷の分野でございますが、我々としましても、人道支援、開発支援を行っていく時の大前提であるという意味において、非常に重視しているところございまして、いただいたコメントなども活かしまして、今後国連のプロセスに我々の声としてしかるべくインプットしていきたいと思っております。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

ほかにNGO側をまとめて。まず、清水さんからお願いします。

●清水（地雷廃絶日本キャンペーン 理事）

回答ありがとうございました。

私たち、地雷廃絶日本キャンペーンと言っていますけれども、特に地雷の分野に特化したことを要求しているわけではなくて、そもそもの人道状況、人道原則に関する議論、例えば隣のシリア、トルコの隣で起きているような武力介入による人権侵害などのことなどもまともに取り上げていく必要があると思うのですが、そういうことがどうなのだろうかというところが一番心配している点だということをお補足しておきたいと思っております。

○廣田（外務省 緊急・人道支援課長）

ありがとうございます。

この点についても非常に重要で、人道原則をどのように遵守をしていくかということ、あるいは国際人道法というものをどのように強化していくかということも一つの大きな重要なテーマになっておまして、この中で安全の中で御説明しましたけれども、一つの大きな話でございます。

こういった分野についても、我々は当然人道原則、国際人道法の遵守を重視しておりますので、各国の動向を見つつ、我々としてもこれを支持していきたいと思っております。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

時間がありませんので、NGO側で質問がある方、全て挙手いただけませんか。

お二人ですね。まず石井さん、先に挙げていらっしゃったので。

●石井（1325NAP市民連絡会（所属：難民支援協会） 運営委員）

廣田課長、ありがとうございます。

この間、いろいろ対話を通じて人道サミットの価値というものが徐々に高まっているのは、特に人道支援を専らしているNGOとしては、非常に心強く思っております。また、来年3月に先ほどのお話の中でも民間セクター、特にわたしたちのような市民社会組織と御一緒にお話をいただけるということになっていて、感謝しています。3月に仙台のほうで新たにヒューマニタリアン・イノベーションフォーラムというものを市民社会及び企業などにも

入っていただいて、企画しておりますので、ぜひ外務省のほうでもより積極的な参加をそちらのほうでもお願いしたいと思っております。

以上です。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

続けて、もう一人の方。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

言論・表現の自由を守る会の垣内でございます。

1点質問なのですけれども。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

コメントでお願いできますか。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

福島の問題を人道問題として捉えていらっしゃるのでしょうか。私たち、人権理事会のUPR審査でサイドイベントを開きまして、人道問題としてこの問題を国際社会に告発したのですけれども、福島の核災害の問題、人道問題として外務省として認識されているのでしょうか。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、今の質問につきまして、ちょっと廣田課長は別件がございまして、かわりに緊急・人道支援課の原田首席事務官にお越しいただきました。

○原田（外務省 国際協力局 緊急・人道支援課 首席事務官）

緊急・人道支援課の原田でございます。

3月のイノベーションのイベントにつきましては、私どもといたしましても、人道支援におけるイノベーションの重要性はよく認識しておりまして、可能な限りの支援をさせていただきたいと考えております。

ただ、リソース等につきましては、当然のことながら制限もございまして、そこはどのような形でお手伝いすることができるのか、検討してまいりたいと思います。

世界人道サミットの関係で申し上げますと、日本自体が非常に災害が多い国で、被災国としての経験というものを実際の人道支援においても活かしていきたいという思いはふだんから持っております。実際に、これまでさまざまな場面、例えばネパールの支援であったりとか、国際緊急援助隊の派遣などをしてきていて、バイでの支援を我々は行ってきているのですけれども、そういった時でも日本国内で得た知見を被災者に対して行くということは常に留意しているところでございます。

例えば女性ですとか、子供ですとか、社会的な弱者の人たちに対して特別なケアが必要であるとか、そういったことは常日ごろから意識しているところでございます。

世界人道サミットにおきましては、紛争のみならず、日本の場合はアジア全体的にそう

ですけれども、紛争よりも自然災害による人道危機のほうが非常に頻繁に起きているものですから、そういったところで日本の得ている知見というものは反映させていきたいと思っております。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

少し時間が押しております。報告ですので、ここで切り上げさせていただきたいと思っております。議事進行に御協力ください。お願いいたします。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございました。

続きまして、本年9月末に採択されました持続可能な開発のための2030アジェンダにつきまして、国際協力局地球規模課題総括課の田村課長から御報告いたします。

田村課長、お願いします。

○田村（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 課長）

地球規模課題総括課の田村です。どうぞよろしくお願いいたします。

9月末ということで、若干旧聞に属するのと、恐らく皆様はもう十分読み込んでいらっしゃるのではないかと思いますので、私の報告は手短かにさせていただきたいと思っております。

皆様、御存じのとおり、9月25日から27日まで、持続可能な開発のための2030アジェンダサミットというものが開催されました。その場ではリオ+20以来交渉してきた2030アジェンダが無事採択されるという形になっています。

このアジェンダの評価としましては、我々、日本政府として今までずっと申し上げてきたことは、MDGsで達成できなかった課題はしっかり手当てしていかなければいけないということであったり、新しい開発課題、特に環境面も含めて持続可能な開発の必要性、国内格差の問題、さらに開発を取り巻く環境の変化ということで、新興国や中所得国の拡大と民間資金の役割、市民社会の役割ということで、しっかりそのあたりを含めていくということを申し上げてきました。

特に人間の安全保障の考え方にに基づき、質の高い成長を通じた貧困撲滅が重要な観点だと思っておりますので、2030アジェンダの中で最初の5つのPの中の一つ最初がPeopleであるということであったり、誰も取り残されない（no one will be left behind）というのが、この文書の一番大事なフレーズになったというのは、大変よかったかなと考えております。

また、個別の分野でもインフラであったり防災・保健・女性・教育といった日本がこれまで頑張ってきた得意なところだと思うのですが、そういったところでもしっかりゴールとターゲットの中に位置づけることができたのはよかったのかと思っております。

これも皆様御存じのとおり、17のゴールと169のターゲットということで、いい言葉で言えば包括的な、非常にアンビシャスな。悪い言葉で言えば、総花的なとか、クリスマスツリーという表現になるのではないかと思います。これはいろいろな国、それぞれの状況に応じて大切なものをこの中からしっかり見きわめて、それぞれの開発課題に取り組ん



でいくことが大切なことだと思いますし、今回、MDGsが比較的途上国の開発目標というところでしたけれども、この先進国がいかに振る舞うのかという点も含めて、地球全体に開発にかかわっているという認識のもと、ユニバーサルなゴールとターゲットということでできたことも、ある意味開発のランゲージを変えるような、言葉を変えていくようなものだったのではないかと考えているところでございます。

その上で、今回は市民社会の皆様方への御報告ということですので、市民社会の皆様とどうこの問題についてかかわっていくかということですが、この問題についての意見交換の場を2カ月に1回ぐらいのペースでやらせていただきました。また、代表団の中にも、アドバイザーということで動く→動かすの稲場さんとか、JACSESの方とかにも入っていただいて御貢献いただきましたし、今回、画期的だったのは、JANICさんのほうから提案をしていただいたのですけれども、セーブ・ザ・チルドレンの堀江さんとグローバルコンパクトの有馬さん、慶應大学の蟹江先生と私の4人で市民社会、企業、アカデミア、政府ということで、4人がん首そろえてという言葉が悪いかもしれないのですけれども、共同記者会見の場を持たせていただいて、それぞれフォーカスの仕方は違うのですけれども、それぞれがそれぞれの立場でSDGsの達成に向けて努力していくということをプレスの方々のところでも申し上げることができたのは、大変よかったのかと考えております。

今回、合意ができたわけですが、合意ができておしまいということでは当然なくて、このSDGsをしっかりと実現していく。そのためには、まだインジケータの議論とか、フォローアップの議論とか、引き続きやっていただかなければいけませんし、我々政府としましても、このSDGsをどう実現していくのかということは、まだまだ議論が進んでいないのですけれども、政府の中でも議論を進めて、さらに市民社会の皆様、企業の皆様、アカデミアの皆様といった方々にどうそこで関与していただくのか。もうちょっと積極的に関与していただかなければいけないわけですが、どういった形でやっていくのかということとしてはしっかりこれから相談をさせていただければと思います。

2015年になって、3月の防災会議、7月のエチオピアのアディスアベバでの開発資金会議、そして、9月のサミットということで、大きなハードルを3つ超えることができました。

あと、来週、再来週と4つ目の法的拘束力のある目標を作るCOP21が待っているところでございますので、またしっかりやっていきたいと思っております。

私からの報告は以上です。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

本件について、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの大野さんから発言の申し出がありましたので、よろしく願いいたします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー担当）

セーブ・ザ・チルドレンでアドボカシーを担当しています大野と申します。

いつも田村課長初め、外務省の方々には、このポスト2015の意見交換会等で大変お世話

になっております。ありがとうございます。

1点の情報共有とコメントというか、御質問なのですが、市民社会のほうでも今回のアジェンダ2030の国内実施に関しまして、どのような実施体制が望ましいかということ意見を交換で進めさせていただいております。

また、来月に意見交換会のほうを開催させていただきますので、その時に具体的な提案という形で出させていただければと考えております。それが情報共有で1点でございます。

もう一つは、田村課長におっしゃっていただいたとおり、このアジェンダ2030のタイトルには「我々の世界を変革する」という物すごく大きなタイトルがついておりまして、今後の実施をどう進めていくかが一番重要なポイントになるかと思うのですが、ただいまお話にありましたように、政府の中でも議論を進めてくださっているということなのですが、市民社会のほうでもいろいろな議論がありつつも、基本的には政府の明確な政治的な意思でやるのだというトップダウンの政治的な意思と、多様なステークホルダーが参画できるボトムアップの仕組みが必要なのではないかと考えておりまして、その点に関しまして、議論がとおっしゃっていただいておりますけれども、今のところ具体的に政府の中で具体的にどのような形でこの実施を進めていくかという議論がどのように形に進んでいるのか。もし差し支えない範囲でお知らせ願えればと思います。

ありがとうございます。

#### ○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

田村課長。

#### ○田村（外務省 地球規模課題総括課長）

ありがとうございます。

意見交換はぜひ引き続きお願いしたいと思いますし、実施のあり方についてのところも、特に情報共有ありがとうございます。

どう進めていくかなのですが、もちろん9月に総理からも御発言いただいたとおり、ユニバーサルな目標としてしっかり、日本も含めてやっていくというある意味総理からの御指示はあるところでございます。

同時に、御存じのとおり2030アジェンダ自体はMDGsの時代は先進国にかかってくるのは一番最後のゴールのODAの世界ぐらいでしたけれども、2030アジェンダはまさに国内における貧困だったり、国内における女性のエンパワメントであったり、国内における都市の問題であったり、持続可能性であったりというところも大きな課題になってまいります。

ですので、外務省だけが取りまとめるという形にはなかなかならないのではないかと。例えば厚生労働省であったり、場合によって、交通事故を減らすという目標もありましたから、警察であったり、我々が今まで議論していた組織、MDGsの時代におつき合いのあった組織以外の組織もしっかり取り込んでやっていかなければいけないところですので、そのたてつけをどうするのかは一番最初のところが大事かと思っておりますので、ここをしっかりとやっていきたいと思っております。

また、ぜひ政府が作ってからNGOの方々と議論するというよりも、むしろそこは同時並行的にやらせていただきながら、進めていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございました。

現時点で15分押しということですので、引き続き議事進行に御協力よろしくお願いいたします。

それでは、次に協議事項にまいります。

1つ目「安保理決議1325号国別行動計画（1325NAP）に関する市民社会の参加について」ということで、まず初めに1325NAP市民連絡会の石井さんのほうから、よろしくお願いいたします。

●石井（1325NAP市民連絡会（所属：難民支援協会） 運営委員）

ありがとうございます。難民支援協会の石井でございます。今日は、1325NAP市民連絡会を代表して、お話をさせていただきます。ありがとうございます。

基本的に、今日は外務省と市民社会との間の対話がずっとあった中で、1325NAP日本版ができたということに、まずは率直に一緒に祝いたいという部分が最初でございます。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

その上で、このプロセスは2013年から始まっておりまして、実際に足かけ2年という長い間ずっと対話が続いてきたわけですが、そういう中で、今まで12回にわたって少人数グループ会合という形で、ある意味誰にでも開かれた会合が外務省中心に行われてきたこと。また、全国の6カ所ですけれども、かなり精力的に地方でも意見交換会を行って、それなりに意見を取り入れられて、それに基づいて最終案というものが当初の第1稿と言われるものから、かなりリッチなものになってきたところについても、私たち市民連絡会としても大変評価しておりますし、何よりできた内容自体には、提出させていただいたペーパーに6ポイントぐらい書かせていただいておりますが、今、時間の関係で読み上げることはしませんけれども、内容がかなりリッチになり、また武力紛争だけでなく、日本ならではの自然災害の対する部分も入っていたりとか、モニタリング評価というところもきちんと明記されている。そういったようなところは評価できるところと私たちも考えております。

ただ、そういった形で非常にスムーズにといきますか、中身の濃い議論がずっとされてきた、築上されてきたようなものが、私たちの対話の中での最終案から半年ほどの間の空白を経て、それが事前協議なく最後の段階で改訂されてしまったというところについては、非常に残念に感じております。その部分はお手元の声明というA4の3ページのもの2ページ目の頭からありますので、これも読み上げませんが、主に3点プラス3ぐらいで、6点ぐらいが変わってしまった、ないしは削られてしまった部分というところでは、

1、2例を挙げますと、「ジェンダー」という言葉自体がパブリックコメントの時点から比べてもかなり削られてしまっていて、ほとんど残っていなかった。それ自体がきちんと日本語

に訳されていればよいのですけれども、そこにもちよつとありますように、若干意味が変わってしまっている部分があるのではないか。これは国際的な文書で、英文が原文なものですから、そちらのほうで意味していることと国内における理解というものが違ってしまふと、せつかくのものが正しく理解がされていくのかということについて、少々心配が残ります。これは大きなところではないかもしれませんが、モニタリング評価というところも先ほど申し上げたとおり、非常に明確に位置づけられたことは、大変評価するのですけれども、そこの中の市民社会というものが専門家というカテゴリーの中に入ったことによって、いわゆる草の根の市民社会の声が届きにくくなってしまわないかという心配。また、条文における過去の日本の戦争責任に関する部分が最後まで残っていたのですけれども、最後の最後で消えてしまったというところ。このあたりが若干残念だったところではあります。

ただ、一方で私たちは今後について期待もしております、2000年に採択された1325号安保理決議から15年を経てできた国別行動計画（NAP）に関して、この実施においても、できればずっと1年半にわたって続けてこられた市民社会との対話路線を、実際問題として継続していく形で、特にモニタリング評価については、市民社会側からも、これは改訂される前の文書に基づいて、一定提案などもさせていただいているところで、今後もそこは一緒に協議していただけるということはおっしゃっていただいているのですけれども、より開かれた形でする方法とか、そういったところについても市民社会との対話を今後とも重視していただき、よりよい、また3年後の見直しというものももちろん計画されていますので、ぜひ市民社会との対話を大事にさせていただきたいと思っております。

以上です。

一応、質問ということで事前に3点ほどさせていただいて、こういった過程について、今、私も市民社会側からの御意見として一方的に申し上げましたが、外務省側としてはどういった評価をされているのか。また、今後のそういった意味での普及といいますか、市民社会に対する開き方。そういった部分ではどのような計画があるのか。また、先ほどちょっと申し上げたモニタリング評価及び市民社会の参加のあり方について、現状でもし既にある程度お考えがありましたら、表明していただけたらと思っております。

**○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）**

石井常任理事、どうもありがとうございます。

それでは、今の御発言を受けて、総合外交政策局女性参画推進室の松川室長、お願いいたします。

**○松川（外務省 総合外交政策局 女性参画推進室 室長）**

石井さん、どうもありがとうございます。

まず、NAPの策定過程に関して、市民社会との対話に関して外務省側の評価ということで御質問いただきました。

これは何度も申し上げているので、繰り返しになりますけれども、2013年9月から市民社

会グループと意見交換会を開始して1年半、2015年1月まで12回にわたって関係省庁とともに、私は最後の2回だけだったのですが、本当に文字どおり一緒に作業するという形で具体的な案文を検討してまいったと承知しております。こういうことは、本当に当省としては前例のない取り組みで、一生懸命やってきたと思いますし、その中でNGOの方に大変に御協力いただいたということで、高く評価をしております。

その後、空白の半年だったとおっしゃられましたけれども、そこは空白というつもりはなくて、あくまでもこの行動計画は日本政府自体が何をすべきかを規定した行動計画であって、政府部内での調整に時間がかかるということは御理解いただきたいと思いますし、市民社会とはそれだけの間長い期間、何度も密度を濃く意見交換をしてきたわけで、その後において、我々はワーキングレベルでいろいろ話をしてきたわけですがけれども、それ以外の政府主要部分に当たるところで、いろいろな意見をいただくといったプロセスは当然のことだと思いますし、もともと策定した時にも、その中で変わることはあり得るということは私自身ではなかったかもしれませんが、何度も丁寧に御説明してきたところからは理解しているところです。

今後の普及の方法などについて、やはり実施が大事だということは全く同感なのですが、そこにつきましても、お金に限りもございましてので限界はありますが、東京だけでなく、いろいろな地方も含めて一般市民の方にも開かれたような形で説明会の開催等について検討しているところでございます。

実施は、事前に協議がなかったとおっしゃられましたが、市民社会連絡会の少人数グループの方には策定の前に事前に御説明をかなり丁寧にしたつもりです。その際にも申し上げたところでございますけれども、実施は会計年度が日本の制度上フィットする。関係省庁が主体でございますので、フィットするというところで、4月1日を実施の開始として予定しております。それに向けて、いろいろな諸準備をしているということでございまして、評価委員会の人選とか、そういったこともまだこれから検討するというか、検討中といったところでございます。

いずれにせよ、広くいろいろな方にこのプロセスにかかわっていただくということは大変大切なことだと外務省としては認識しておりまして、バランスのとれた形でいろいろな御意見をいただくようなプロセスを考えていきたいと思っています。

以上です。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

石井さん。

●石井（1325NAP市民連絡会（所属：難民支援協会） 運営委員）

1点おわびと新たなコメントです。おわびというのは、おっしゃっていただいたとおりに全く協議がなくということではなくて、9月29日の発表の4日前に一部の委員ではありましたが、けれども、それまでの少人数グループ会合というものが非常に開かれた中でやられていた

のに比べると、その発表のわずか4日前に、なおかつそこからちょっと細かい文言の変更も含めたところでの考慮の余地がないという中での御説明でしたので、それまでの協議の形とはちょっと違っていたというところで、「従来のような」協議のかたちではなかったと申し上げるべきところ、言葉を端折って誤解を与える発言をしました。申しわけありません。

実際問題として、その時にずっと間近で見てきたので、松川室長の御苦勞も一応承知はしているつもりで、官民の対話というか、そういう中でのやり方がよかったかどうかは、ぜひそういうところも率直な意見を言い合えるようになれるといいなという希望も含めて、そのトラックは戻していただきたいと思ひますし、引き続きよろしくお願ひしたい。

いずれにしても、結果として1325NAP日本版ができたこと、中身について市民社会の声が非常に大きく反映されたことについて、何度も繰り返しますが、大変画期的なものだったと承知しております。そのプロセスのところでは残念だったところは、これからそれを修正していく方向でぜひ御検討いただければと思ひております。

ありがとうございました。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

そうしましたら、引き続き、上智大学の田中さんのほうから、よろしくお願ひいたします。

●田中（上智大学 教員）

上智大学の田中です。私もNAPの策定プロセス、少人数グループ会合に参加しております。4月1日から実施というお話ですが、対外的には発表されていますので、日本の援助を受けている国の皆さんにとっては、既に日本のNAPができたということは伝わっております。私が質問したいのは、日本国内の市民社会だけでなく、日本から援助を受けている国の市民社会、とりわけ紛争の影響下にある草の根の女性たちの声を日本のNAPのモニタリングや評価にどのように反映させるのかという点です

残念ながらアジア太平洋地域は、これまで6カ国しかNAPを策定しておりません。世界では55カ国が策定しているのですが、アジア太平洋地域では策定を始める動きさえない国のほうが多いです。そういった国の女性たちは、国の動きを待つのではなくて、自分たち市民社会がNAPをつくって、紛争予防などできることをしていこうとしています。あるいは国を越えて地域のリージョナル・アクションプランを策定するために、日本にもっと協力してほしいといった声も出ています。

今日はこの場に国際協力局やJICAの方もおられるということで、他国の具体例として、1点韓国の事例を情報共有しておきたいと思ひます。KOICAがアジア太平洋地域の女性ネットワークによるワークショップの開催を支援しておりまして、日本からも2名が市民社会から参加しています。こういった動きは、NAP策定国が少ないアジア太平洋地域では非常に重要だと思ひています。4月1日から実施計画の中に、ぜひこういった被援助国の市民社会の女性たちとの関係強化を含めていただきたいですし、そういった活動に日本のNGOがかかわ

っていけるよう、この場にいらっしゃるほかの担当部署の方にもお願いしたいと思います。  
以上です。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

田中先生、どうもありがとうございました。

松川室長、何かございますでしょうか。

○松川（外務省 女性参画推進室長）

御紹介ありがとうございます。

できることとできないことはあると思うのですが、先生から今、御紹介がありましたようなやり方、何かできることがないかを含めて考えていきたいと思っております。

特に、市民社会と申しますか、幅広いいろいろな方の声が反映されることが非常に大事だと思っておりますし、その中でアジアとの連携もできればいいのではないかと思います。

ありがとうございます。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

田中さん、よろしいですか。

では、この件に関連して、御発言のある方、明確に挙手をお願いできますか。今、3人の方ですね。

すみません。高橋さんからよろしくお願ひいたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

NGO福岡ネットワークの高橋と申します。

先ほど石井さんのほうからありました要望に重ねてという形になりますが、今後国内各地で普及するための取り組みをされるということなのですが、ぜひ地域のNGOからお願いしたいのは、なかなかこういった動きが地方には伝わっていないところがございます。少し懸念いたしますのは、ある日突然JICAの地方のセンターのほうにNGOを集めろという声がありきて、何だかわからないまま地域のNGOが参加して、そういうことをやっているのだと伺って終わりという形はぜひ避けたいと思っておりますので、石井さんからの質問の中でありましたようなモニタリングや評価への市民参加のところ、ぜひ市民連合会のような幅広いネットワークの中から委員や担当者を入れていただきまして、市民社会を通じていろいろな地域に情報が流れてくるような仕組みを御検討いただければと思っています。

以上です。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

引き続きお願いできますか。

●本山（1325NAP市民連絡会 コーディネーター）

同じく市民連絡会の本山と申します。

先ほど来年の4月1日から実施の御予定ということで伺いましたが、モニタリング評価の

仕組みに関する議論のほうは、4月1日より以前というか、今年度中にNGOとの話し合いに関しては始めるということで考えておられますか。それとも、もう少し時間の余裕があるということで、もう少し遅く、そのタイミングを考えられるのか、教えてください。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

横の方。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

言論・表現の自由を守る会の事務局長の垣内でございます。

市民連絡会のメンバーでもございまして、これが4月1日実施、来年実施ということのようですけれども、私は当初から13年9月の1回目から全部参加してまいりました。そして、その前に安保理決議1325が決議された当時の国連議長さんの御講演にも出席させていただきました。

やはりこの2年間で振り返って、そして、このように2月から全く私たちから手を離れて、何が何だかわからない。それも、9月に入って9月18日、25日、外務省に出向いてぜひ最終版を見せてください、開示してくださいとお願いしても、そして、25日に行われた連絡会の皆さんの集まりに参加もさせていただけない。こういうやり方を国連経社理の特別協議資格を持つNGOに対してもこのようなやり方をして、戦争法とセットにして安倍首相が国連総会である日に発言する。そのための手土産にされた。私は本当に怒りを感じております。

しかし、今の日本の状況、世界の状況にとって、この国内行動計画が必要なことは言うまでもございません。ところが、このつくり方、内容が大変問題なのです。何よりも今、内閣府のほんの数人しかこの内容を御存じございません。私の住んでいる習志野市、職場の台東区、女性センター、誰ひとり知りません。この2年間何遍も資料を持っていきまされたけれども、全く内閣府からは情報がないとおっしゃっております。

このようなやり方でやってはならない。当初から私は47都道府県で女性は貧困であり、大変な困難をいろいろ抱えております、だから、47都道府県で公聴会をやり、何よりも福島の人たち、全国で難民状態になって避難している人たちの意見をきちんと聞くべきだと繰り返し申し上げてまいりましたけれども、実現してありません。

ですから、先ほど人道問題として福島の問題を考えていらっしゃいますかという質問をしましたけれども、お返事はありませんでした。重大な人道の罪に値する事態がこの国内で、今もさらに深刻化しているわけです。

そして、PKOの事務局次長さんが今年1月にいらっしゃった時にも、紛争の解決、それが大事だと。だけれども、紛争を起こさないことが大事なのですと。そのためには、法の支配の確立、個人通報制度の批准。そして、参政権を確立すること。日本にとっていいですと、2008年に人権規約委員会が勧告をパラグラフ26で出しております。法の支配が実現していない日本において、公職選挙法の文書配布と戸別訪問の禁止規定、一般国家公務員の政治活動を全面一律に禁止している国家公務員法102条。



●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

すみません。内容が広がっていますので、端的にお願いします。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

ですから、法の支配と参政権を確立すること。これが何よりも女性にとっても、日本国民にとっても大事だということ。お金も必要ですけども、それぞれいろいろな問題がありますけれども、これが何よりも重要な問題、課題だということを繰り返し訴えさせていただいています。

しかし、それには一顧だにされないという状況の中で、私は本当に危機感を持っております。ぜひ、これを延期していただいて、47都道府県で公聴会を開いて、福島の方々の意見もここに盛り込んで、ぜひ実行可能な計画を策定していただきたいと思います。

これは要望でございます。ぜひ御検討いただきたい。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

2番目の市民連絡会の本山様から御質問がありました件について、もし松川室長、何かございましたら。モニタリング、評価委員会のタイミング。

○松川（外務省 女性参画推進室長）

それは事前にやって、4月からしっかりできるようにしたいなと思っております。

●本山（1325NAP市民連絡会 コーディネーター）

お伺いしたのは、協議をいつごろから再開されるのでしょうか。市民社会との協議のタイミングをお伺いしたかったです。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

市民社会との協議再開、まだこれからですね。

○松川（外務省 女性参画推進室長）

まず、外務省のほうで一案つくらせていただいて、その上で関係省庁とも諮った上で決定していくということになると思います。なので、そのプロセスについては、今の時点では詳細に申し上げる段階ではないのかと思います。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

よろしいですか。

●本山（1325NAP市民連絡会 コーディネーター）

確認ですけども、今のところ市民社会との協議についてはまだ明確な予定はお持ちでないということでもよろしいでしょうか。

○松川（外務省 女性参画推進室長）

誤解を避けたいのですが、行動計画の実施に当たっては幅広い層からいろいろな意見をいただきたいと思っています。そこは地方でのいろいろな意見聴取も含めて考えているのですが、この評価委員会の策定については、まだ具体的にどういうプロセスで何をするといいかということも考えていませんという意味で御理解いただければと思います。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

よろしいですか。

では、この議題はここまでということにさせていただきたいと思います。

2つ目の議題です。アフリカにおける治安維持に関する日本政府の具体的行動指針及び計画についてということで、アフリカ日本協議会の津山さんから、よろしく願いいたします。

●津山（アフリカ日本協議会 代表理事）

アフリカ日本協議会の津山直子です。よろしく願いいたします。

私たちのほうで今日の議題名になっています「アフリカにおける治安維持に関する日本政府の具体的行動指針および計画について」ということで、協議事項とさせていただきました。

開発協力大綱あるいは新安保法制を踏まえて、日本が今後アフリカにおいてPKOなど、紛争防止、治安維持活動への協力にODAを活用していくための具体的な方針、計画、準備等を有しているかどうか。そういったことを私たちはもっと知りたいと思っています。

また、これらに関連して日本のODAの軍事的用途や国際紛争助長への使用を回避する。そういったことの歯どめとしてどういった方針、計画をお持ちかということ。私たちとしては、より多くの情報を知りたいということがあります。

先ほど近藤首席事務官のほうから、平和安全法制のところでも御説明があった国連PKOやそのほかの国際的な平和協力活動へのより幅広い参加が可能になる。また、国際社会の平和及び安全を脅かす事態において、他国軍隊に対する支援活動が可能になるということがありました。

御存じかと思いますが、アフリカにおいて近年生じている各種の紛争を見ると、PKO活動や国際社会の介入が必ずしも地域住民や組織の支持を得られているわけではないことがあります。それはアフリカの紛争というものが非常に複雑であるという背景もあります。介入とかPKOが新しい紛争の火種を生んでいるというケースも存在するという状況がある。そういう中で、PKOと連携して行われるODAによる開発、人道支援というものが、その地域においてすべての勢力に歓迎されるとは限らないという危険性もあると思います。

市民社会としては、PKOや国際社会の介入などと日本のODAとの連携が今後積極的に拡大された場合、地域の文脈によっては、日本が敵対的な特定勢力の標的にされるなどして、市民社会による非軍事の支援、協力活動に支障を来す可能性があるではないかということ懸念しています。そういったことに対してのお考えをお伺いしたいということがあります。

また、事前質問の中で入れていたTICAD Vの主な支援策として、外務省が出していらっしゃるテロ対策、海賊対策として、サヘル地域向け開発人道支援1,000億円、10億ドルで地域の安定化に貢献というものがあるのですが、これに関してもう少し具体的に、どういったことを行っているのか。あるいは今後行う予定なのかということもあわせてお聞き

したいと思います。こういった紛争地域においては、どのようにモニタリングしていくかということも通常以上に難しい課題だと思いますので、そういった点についてもお聞きできればと思います。

ありがとうございます。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

津山代表理事、どうもありがとうございました。

それでは、何点か質問という形で御発言いただきましたけれども、これに対しての外務省のレスポンスとして、国際協力局政策課の中村政策課長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村（外務省 国際協力局 政策課 課長）

このたび、新しく政策課長に就任いたしました中村でございます。今回初めて参加いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、津山さんから御提起いただきました質問。最初の幾つかについて私からお答えを申し上げ、その後、サヘル地域の関係については同僚の今福からお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、今後私ども日本政府がPKOなど紛争防止、治安維持活動への協力にODAを活用していくための具体的な方針、計画、準備等があるのかどうかという点について申し上げます。

我が国は、開発協力大綱を踏まえて、開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するという原則に照らしまして、相手国の開発のニーズ、経済、社会状況、我が国との二国間関係等を踏まえつつ、協力の趣旨・目的、対象主体、さらには内容・効果の観点から、個別具体的に検討を行っておる次第でございます。

お尋ねのPKO等の国際平和協力活動との連携推進という開発協力大綱の文言との関係につきましても、ただいま申し上げましたような原則に照らして、個別具体的な案件ごとに判断していくということでございます。お尋ねのような具体的な方針、計画、準備などをあらかじめ有しているわけではございません。

2つ目のお尋ねは、大綱にもございます軍事的用途や国際紛争助長への使用を回避するための歯どめはどういうものなのか、あるのかというお尋ねでございました。

これにつきましては、今、お話をいたしましたさまざまな要素を考えた上で、協力の趣旨・目的、対象主体、内容・効果の観点から個別具体的に検討するということに加えまして、開発協力の適正性の確保のために、案件の承認前に開発協力適正会議を開かせていただいたり、事後には在外公館等を通じまして、モニタリングなどを行うということでございまして、今後もこういったことでしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

3点目の御質問でございます。PKOと近い形で行われるODAといったことが、現地においてすべての勢力に歓迎されるとは限られない。敵対勢力の標的になるのではないかという観点からの御懸念でございました。

開発協力大綱でございますが、これは非軍事的協力による平和と繁栄への貢献というこ

とを明らかにしておる次第です。我が国は、平和国家としての日本にふさわしい開発協力を推進するという方針を明確にしております。

PKOは、国際平和及び安全の維持という国連の主要な役割の一つでございますが、我が国として責任ある国際社会の一員として、その活動に貢献するということは特に必要なことではございますが、その一環として、政府といたしまして、PKOとの連携も図りつつ、平和国家としての日本のふさわしい開発協力を行っていくことにしたいと思っております。

その際、NGOの皆様方の活動の安全確保についても、十分に配慮をしていきたいということと考えております。

ここで同僚にマイクを移させていただきます。

### ○今福（外務省 国別開発協力第3課長）

私のほうから、いただいている質問の紙でまいりますと4ポツのところです。ジブチの自衛隊の派遣の件と、テロ対策としてのサヘル地域への支援について。

まず、前提といたしまして、今、政策課長から御説明申し上げましたとおり、ODAにつきましては、まずは二国間関係、その国の経済社会開発、そういった観点に資するものである。こういう判断が必要になります。そういったものを踏まえて、個々の案件を個別具体的なケースごとに検討していくというのは、案件選定のプロセスということが前提としてあります。

御質問いただきましたジブチにおける自衛隊の派遣というのは、これはそもそも海賊対処活動のために、海賊対処法に基づいて自衛隊を派遣する。これはまさに外務省予算ではございません。ODAではない。ノンODAのお話でございます。なので、この拠点建設等にODAのお金が入っているということは全くございません。

また、ジブチに供与したODAとの関連というお話でございますが、今申し上げたように、自衛隊の活動は自衛隊の活動としてODAではないお金をこの場合はとっている。他方で、ジブチという国自体がやる経済社会開発といったもの支援していくことによって地域の安定化を図るという側面がございます。そういったところについて、ODAにお金を使うということは別途あると思っております。

2つ目のテロ対策としてのサヘル地域への10億ドルの開発・人道支援の内容の内訳。これは横浜行動計画の中で一番大きなカテゴリーとしては、3.1としてテロ・国際組織犯罪、海賊との戦いに対するアフリカ自身の取り組みへの支援増加と書かれておりますが、このサヘル地域の安定化支援というのは、その中の1カテゴリーとなっております。要するに、テロ対策だけではなくて、広い意味でこのサヘル地域の安定化を図るための支援。

では、具体的にどのようなものが入ってくるかと申しますと、これは地域の人たちの生活を安定化させる、社会を安定化させる。そうすることによって、不安を払拭する。そうすることによって、テロといったものに流れる人を減らすというものなので、一見テロと聞くと、えらい毒々しい支援になるという印象を持たれるかもしれませんが、実際にこれまで我々が実施してきており、これから実施していこうとしているものは、地域の保健医

療整備をしてあげたり、学校を整備してあげたりといったものを中心にやってきております。あと、避難民が出てきた場合の食糧援助、こういったものもカウントされますということでやっておるのが現状です。

以上です。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

中村課長、今福課長、どうもありがとうございます。

もう一人、総合外交政策局国際平和協力室の横林首席事務官からも補足の説明をお願いいたします。

○横林（外務省 総合外交政策局 国際平和協力室 首席事務官）

今、御紹介に預かりました国際平和協力室でPKOを見ております横林といいます。

政策課長からもお話がありましたけれども、PKOとODAの現場での連携ということについて、例えば今派遣されている南スーダンでどういったことが行われているかということをお説明して、もう少しイメージを持っていただければと思います。

例えば南スーダンでJICAのプロジェクトで、ナイル川の河川港を整備するという案件が動いています。その河川港を整備するために、無償資金協力を供与して、その業者がいろいろな機材を持っていたりとか、重機とかを持っているのですけれども、それが野ざらしになっているということで、そういう状況では盗まれたりとか、いろいろなリスクがありますから、機材とかを囲んで外からアクセスができないような形で柵をつкнуったのです。その柵を作るに当たって、現地にいるPKOで派遣されている自衛官の方々が協力をして、柵を作ったりとか、既に終わった活動ですけれども、ハイチでPKOが派遣されている時に、日本人が活躍をされていた結核療養所があったのですが、この結核療養所の建て替えといいますか、整地をするために派遣されていました自衛隊が、その重機を使って瓦れきの除去をして、整地をしたとかという形で、そもそもODAとPKOの連携はいろいろな形があるかもしれませんが、今までやってきたことは現地でODAだけではなく、せつかく自衛官の方が重機を持って活動されているという中で、オールジャパンとして効果を高めようということから使っていただいたということです。

ODAのお金をそのままPKOのミッションにつぎ込むとか、そういうことはなかなか国連の関係からもあまりないです。国連もどういったミッションで活動してもらうかはきちんと指揮命令系統を持って、日本隊にはこういうことをやってほしいという指示が国連からしっかりありますので、それを逸脱する形でODAが何か部分をとったりとか、PKOとどちらか整理がつかないような形でやるということは、現場では起こらないだろうと思っています。

そういう意味で、今までやってきたPKOとODAの連携は付随的な、ODAが既にあって、それをサポートする形で、現場で自衛官の方が協力をしてくれたということになっております。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

津山さん、いかがでしょうか。

●津山（アフリカ日本協議会 代表理事）

ありがとうございました。

そのようなこれまでのものを受けて、今後どのようになっていくかということ、新しい体制あるいは法律ができる中でということをお聞きしたかったとことがあります。

今後、個別具体的にということだったのですが、これだけ大きな変化があるということは、国としても方針なり計画なりというものを持っていくものだと思いますので、今後も含めて、できるだけ情報共有とか、私たちの現場での意見あるいは現場での経験を伝える機会などもあるほうがいいなと思っています。

ジブチに関しまして、地域の治安維持において重要拠点になっているということで、例えば無償資金協力において巡視艇の供与、また、大規模な道路の補修・建設における重機の提供などもされていると思いましたので、自衛隊のお金がODAでないということはわかっていたのですが、そういう全体的なODAも含めた日本の活動ということをお聞きした点でありました。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

では、続けてNGO側で御発言を希望される方はいらっしゃいますか。挙手をよろしく願いいたします。

では、谷山さん、伊藤さんの順で、谷山さんからお願いできますか。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

ありがとうございます。JANICの谷山と申します。

これもいろいろな論点を含んでいるので、この場だけで協議できないと思うのですが、せっかくいい機会を与えてくださったので、何点か質問とコメントをさせていただきたいと思います。

開発協力大綱を作るまでのプロセスで1年近くこのODA政策協議会などの場を通して、外務省とNGO側で協議をいたしまして、その時のNGO側の一番の懸念点はODAによる他国軍への支援がこれまで原則的に禁止されていて、ODA白書にも原則の表記のところに「軍に対する支援はしていません」ということが毎年確認事項として書かれていた。それが変わったわけです。本当の意味で平和協力という形が確保されるかということ、これをNGO側はずっと懸念として申し上げてきました。

最終的に軍に対する支援は取り入れられてしまいましたけれども、具体的にどうすれば、平和的な目的を担保できるのか。紛争助長の回避、軍事利用への転用あるいは人権に対する配慮を徹底できるのかという意味において、案件採用の時の基準及び案件実施に係るガイドラインを作っていくませんか、ということ、これを投げかけていました。そして、それはまだ検討事項で終わっていたと思うのです。ですから、今においても、案件採択における基準とか運用におけるガイドラインについて、協議をしていきたいと思っています。

その上で、ちょっとお聞きしたいのですが、中村さんがおっしゃってくださった歯どめの一つとして挙げていらっしゃったモニタリングの件なのですが、これは軍に対し

てODAを提供する前に、モニタリング計画として事前に合意する。文書によって合意するというものだと理解してよろしいのかどうか。それから、モニタリングそのものは、相手政府に対して文書で求めるのではなくて、実際に現場でODA実施側がモニタリングするということになっているのかどうかということ。最後に、軍に対する支援の場合、軍の機密性がとてもNGO側には心配の種だったので、本当にモニタリングできるのかということは何回も心配として表明させていただきましたがけれども、平和利用ですから、これは機密性がない。軍事的な利用ではないので、恐らく公開できないものはないだろうと、モニタリングの結果は公開するということが原則と考えてよろしいのか。この3点を質問したいと思います。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、今の点について、中村課長、よろしく申し上げます。

○中村（外務省 国際協力局 政策課長）

お答えいたします。

谷山さんから問題提起をいただきました新しい大綱の下における軍の関係での支援の話につきまして、改めて私どもの考えておるところを一言だけ申し上げた上で、御質問にお答えをしたいと思います。

まず、新しく作りました大綱は、ODAを軍事目的に用いないというこれまでの原則を変えるものではございません。非軍事的協力による平和と繁栄への貢献ということを明確に掲げております。

片や、現実の問題として近年、感染症ですとか紛争後の復旧とか復興とか、こういう民生分野や災害の話。こういったところで非軍事目的の活動において、軍の関係者が重要な役割を果たすということも多うございますので、こういった人たちに対して、非軍事目的ということで、協力をすることが必要になる局面が増えている。こういうことを踏まえて、これまで十分明確でなかった軍や軍籍を有する者に対する非軍事目的の開発協力に関する方針を明確化したものだというのが、今回の大綱のこの分野における意義づけであろうと考えております。

その上で、お尋ねの歯どめのモニタリングの話でございます。簡単なほうから、相手が軍の関係であるということに伴って、モニタリングに必要な情報が得られるのかどうかということについて言うと、おっしゃるとおりふだんの相手とは異なるわけでございます。しかしながら、私どもはこのようなモニタリングのプロセスを必要としておるということ。を案件の採択プロセス、その他一連の流れの中できちんと相手方にも理解をしてもらっており、その中で必要な情報はきちんと入手して、プロセスの中でその情報をきちんと生かしていくということが基本であろうと思っておる次第でございます。

1点目の御質問とモニタリングの計画ということなのですが、2点目の御質問を大変恐縮なのですが、もう一回教えていただけますでしょうか。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

モニタリングという言葉の中に、当然2点目の意味が含まれているのであれば、2つに分

ける必要はないのですけれども、供与国側の軍に対して、平和利用をしている報告書をきちんと出させるという文書面でのモニタリングなのか、実際にその場を見るという現場での目視によるモニタリングなのかということで、2つに分けて言ったわけです。

○中村（外務省 国際協力局 政策課長）

いかなる用途に使われているのか、使っていくのかということについては、こういうものでございますので、私どもも案件の供与の事前の段階から非常に慎重に見るわけでございます。

その時に、必ずしもそのような案件の性格とかについて、文書で確認をとるということが必要だということは考えておりませんので、そこは相手国との信頼関係において、我々として国民の皆様方に対してきちんと説明ができるような情報収集を行っている次第でございます。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございます。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

本当に短く。

軍に対する支援ではなくても、いわゆる紛争助長とか人権保障への配慮に反するようなリスク案件はこれまであるわけです。それが実際にモニタリングできたかどうかということも振り返らなくてはいけないのですが、イラクの内務省に対する車両支援は、モニタリングできていないです。少なくとも2010年におけるODA政策協議会での議論では、現場に行けないからモニタリングできませんと、プロジェクト評価はできませんということになっていました。これは内務省を実際に牛耳っているイラク・イスラーム革命最高評議会、その武装勢力であるバドル旅団がスンニー派住人を虐殺をしていたという報告があったことを受けて、リスク案件だから評価をしたほうがいいですよという議論だったのですけれども、結局できないわけです。そういうことも踏まえて、できないことにならないような事前の配慮、基準というものは何なのかということも含めて、採択の基準とガイドラインをしっかりとつくりたいと、特に軍においては危険だということで、また協議をさせていただきたいと思います。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

コメントということでよろしいですね。

続きまして、伊藤さん、お願いできますでしょうか。

●伊藤（ヒューマンライツ・ナウ プロジェクトコーディネーター）

ヒューマンライツ・ナウの伊藤と申します。

実は、谷山さんが今質問された点と非常にかぶりますので、言うことはほとんど言っていたのですけれども、イラクの警察車両は治安維持ということで、実際は非常に大きな人権侵害を生んでしまいました。

日本政府の側が非軍事的な目的だと思って支援しても、それが相手国政府との関係で最終



的に重大な人権侵害を生んでしまう。それがモニタリングがきちんとできないまま使用され続けているということは非常にゆゆしきことだと思います。

紛争地域にどんどんコミットしていけばいくほど、そういったリスクが高まっていくと思います。

私も何回かこの政策協議会に出席するなかで、アフリカだけでなく、アジア、例えばミャンマーとかでも内戦中は非常にモニタリングが難しかったと聞いておりますので、その点を懸念しております。本当にモニタリングができるのか。本当に人権侵害、紛争を助長していないのかということがモニタリングできるのかということ懸念しております。

引き続き、協議をこの点でさせていただければと思っております。

以上です。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

中村課長。

○中村（外務省 国際協力局 政策課長）

お答えいたします。

改めてこの場でモニタリングに対する皆様方の強い御関心というものをお伺いいたしましたので、今後ともこの点については非常に大事な論点だということを私どもも認識して、しっかり運用していきたいと思っておりますし、これからもさまざまな場で皆様方の御懸念をよくお伺いしながらやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございました。

議題提案者の津山さん、よろしいですか。

●津山（アフリカ日本協議会 代表理事）

ありがとうございます。大丈夫です。

●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）

ありがとうございました。

それでは、少し延長しましたが、これですべての議題を終了いたしましたので、最後に閉会挨拶といたしまして、名古屋NGOセンター理事長の西井さんから一言いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

名古屋NGOセンター理事長の西井です。閉会に当たって一言御挨拶をさせていただきます。

本日も多くの議題、報告事項だけで5題、協議事項2題ありまして、皆さんの真摯な対話、熱心な協議によりまして、十分な協議ができましたことを感謝申し上げます。

今日の報告事項あるいは協議事項の中で「市民との対話」「政府と市民との対話」という言葉が頻繁に出てきておりました。言うまでもなく、この場も対話の場でありますけれども、この場を離れても、幾つかの場で対話が行われているということも知ることができました。

引き続き、来年開かれるG7サミット、このSDGsに関しても、市民社会の関与が非常に重要となってきますので、市民社会との対話、外務省におかれましても努力をしていただきたいと思ひます。

そういうことをお願いをいたしまして、もう一つ、今日の議題の中で「積極的平和主義」については説明がありました。このことに関しても、私たちNGOは非常に強い関心を持っております。特に安保法制との関係、その上位にある安全保障戦略の中において、ODAが重要な手段として戦略的ODAという言葉で位置づけられています。そういう状況の中で、さまざまなことがこれから起きてくるであろうということが予想されます。

そのことを暗示するのかわかりませんが、この2週間の間、安倍総理大臣はイスタンブール訪問を初めとして、アジア各国、APECでの会議、あるいは東アジアサミットに参加されて、さまざまな発言をされておられます。そのこと自体はアジア諸国との善隣友好・国際協調を深めていく上で非常に有効な訪問であろうと思ひます、高く評価したいと思ひます。

ただ、一方、その訪問の中であるいは会合の中で、ODAのあり方についても少し影響が出るのではないかとされる発言もございます。1つは、東アジアサミットで発言されたことなのですけれども、「海を守るための支援をする」ということです。東アジア関係各国の海を守る能力を支援するために、ODAと能力開発、防衛装備品協力とを組み合わせる支援をしたいということをおっしゃっておられます。多分これは南シナ海における国境紛争、国境問題を意識しての発言であろうと思ひます。これも先ほども議論になりましたけれども、開発協力大綱における軍への支援ということとも絡んでくる問題であります。

一方で、「積極的平和主義」に基づいて、平和を構築していきたい。平和を世界に広げていきたいという思いを持って、安倍首相は行動していらっしゃるのだと思ひますけれども、逆に関係国の海を守る能力を構築するということは、防衛装備を伴って行うということのリスク。これも一度考えておく必要があるのではないかと思ひます。当然国境紛争において、南シナ海においては、日本は第三者的立場にあるわけであり、当事国ではない。当事国ではない日本が当事国に対してODAを使ってある種の援助を行うということに伴って生じてくるリスク。軍事的用途及び国際紛争助長をしないということが大綱にもうたわれていることでもありますけれども、もしかして、この安倍総理がおっしゃったことが、何の深い考慮もなく行われることになると、逆に国境紛争を助長することにもなりかねないということを懸念いたしております。

もう一つあります。これはクアラルンプールでの会合で発言されたことです。円借款の供与条件を緩和したいとおっしゃっております。新聞にも報道されておりましたし、外務省のホームページにおいても掲載されていますけれども、日本の円借款の貸し付け条件を緩和して、手続を迅速化すると表明したとされています。多分、これも積極的平和主義に基づいて、積極的に途上国支援あるいは他国支援を行うことによって、よりよく平和をつくっていくということのあらわれであろうと思ひます。

ただ、それが円借款という形で行われる。円借款に関しては、かつて日本も東西冷戦構造の時代において非常に人権侵害あるいは環境破壊的な円借款が多数行われた結果、大きな批判が国際的にも起こりました。その批判の反省の上に立って先ほどのODA大綱もつくられて、非軍事目的にしなくてはならない、人権関係に配慮するという原則がつくられたわけです。同じようなことが円借款の手続を迅速化することにおいても起こるのではないかということを懸念するところです。

当然踏まえるべき円借款案件発掘から案件形成、フィージビリティスタディーといった当然踏まえるべきところ、それからJICAにおける環境社会配慮ガイドラインを踏まえて審査をするということも踏まえることは当然のことですけれども、そこに迅速化ということが入った時に何が起こり得るのかということについても私たちは重大な関心を持って見ているということです。

外務省の皆さんもその点について十分配慮の上、やられることだろうと思います。先ほどの議論にもありましたように歯どめをどうするかということに関して、十分検討していただいて、私たち市民社会とその上では対話をしながら、進めていただくことをお願いする次第であります。

ちょっと長くなりましたけれども、以上で閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

**○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）**

西井理事長、どうもありがとうございました。

それでは、これにて本年度NGO・外務省定期協議会「第2回ODA政策協議会」を終了いたします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。

**●加藤（関西NGO協議会 提言専門委員）**

ありがとうございました。